

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 にぎわい交流課	
不利益処分名	阿波おどり会館の退場命令	
根 拠 法 令	阿波おどり会館条例	
根 拠 条 項	第14条	
連 絡 先	阿波おどり会館・眉山ロープウェイ運営共同事業体 (電話 088-611-1611)	
処 分 基 準	<p>指定管理者は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 阿波おどり会館の施設及び付属設備並びに展示資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 阿波おどり会館条例第2条に規定する次の事業に支障があると認められるとき。</p> <p>① 阿波おどり会館で行う、阿波おどりの歴史に関する絵画、写真、文献等の資料を収集、保管及び展示すること。</p> <p>② 阿波おどりの魅力を体験するための施設の提供に関すること。</p> <p>③ 阿波おどりの伝統を継承し、後継者を育成すること。</p> <p>④ 阿波おどり、郷土芸能その他本市の観光に関する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>⑤ その他阿波おどり会館条例第1条に規定されている設置目的を達成するために必要な事業。</p> <p>(4) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(5) 偽りその他不正の手段により利用の承諾を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(6) 阿波おどり会館条例若しくは同条例に基づく規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p> <p>(7) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成30年4月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)